

5 輸 国 第 4471 号

関税割当公表第73号

## 令和 6 年度の学校等給食用以外の脱脂粉乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの（以下「学校等給食用以外の脱脂粉乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適用します。

令和 6 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

### 記

#### 第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 学校等給食用以外の脱脂粉乳（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1 第0402.10号、第0402.21号及び第0402.29号に規定するもの）

2 用途

- (1) 配合飼料製造原料用
- (2) 沖縄還元乳製造原料用
- (3) 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

3 割当数量 別途公表

4 通関期限 令和 7 年 3 月 31 日

#### 第 2 関税割当申請者の資格

前年度又は本年度において、第13に規定する違反等事項該当者に当たらぬ者であつて、次の1から3までのいずれかの要件に該当する者

1 配合飼料製造原料用

次の(1)から(3)までのいずれかの要件に該当し、農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)が適當と認める者

(1) 配合飼料製造工場において、脱脂粉乳を使用して、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号。以下「令」という。)第45条第3項に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者

(2) 配合飼料製造工場において、脱脂粉乳を使用して、令第45条第3項に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者を構成員とする者

(3) 次の要件を満たす配合飼料製造工場において、脱脂粉乳を使用して、令第45条第3項に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者に対して、脱脂粉乳を供給する者

ア その者が指定した令第45条第3項に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料を生産すること

イ アの配合飼料の生産に必要な原料の供給をその者から受けること

ウ その者から供給を受けた脱脂粉乳を使用して生産した配合飼料の全量をその者又はその者の構成員に供給すること

2 沖縄還元乳製造原料用

沖縄県の区域内にある製造工場において、令和5年度における還元乳の製造実績を有する者であつて、当該区域内の消費に向ける還元乳を製造する者

3 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

沖縄県の区域に住所を有する乳児(母子保健法(昭和40年法律第141号)第6条第2項に規定する乳児をいう。)その他農林水産大臣が指定する者(畜産経営の安定に関する法律施行令第11条の規定に基づく農林水産大臣が指定する者(平成13年3月26日農林水産省告示第453号)に規定する者を

いう。) の飲用に供するため、当該区域内で消費者が購入する調製粉乳(以下の表示を付したものに限る。)を製造する者



### 第3 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の2の(1)の用途(配合飼料製造原料用)にあっては、第6に掲げる書類に記載された令和5年度の使用実績数量、令和6年度の使用計画数量等を、第1の2の(2)及び(3)の用途(沖縄還元乳製造原料用及び沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用)にあっては、第6に掲げる書類に記載された令和5年度の製造実績数量、使用実績数量、在庫数量、令和6年度の使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

### 第4 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課(以下「受付・交付担当課」という。)

#### 1 配合飼料製造原料用

農林水産省畜産局飼料課

#### 2 沖縄還元乳製造原料用

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

#### 3 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

農林水産省畜産局牛乳乳製品課

### 第5 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合に限り、関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和6年4月1日（月）から同年4月9日（火）まで

(2) 令和6年6月3日（月）から同年6月5日（水）まで

(3) 令和6年8月1日（木）から同年8月5日（月）まで

(4) 令和6年10月1日（月）から同年10月3日（水）まで

(5) 令和6年12月2日（月）から同年12月4日（水）まで

(6) 令和7年2月3日（月）から同年2月5日（水）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

ただし、第7の2の場合の各提出期間の最終日に限り、午後3時まで

## 第6 提出書類

次に掲げる書類のうち、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについて、令和5年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、登記事項証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しの記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数（2以上）の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、受付・交付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

### 1 配合飼料製造原料用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

(2) 関税割当申請書に添付すべき書類

ア 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個

人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間における脱脂粉乳の使用（販売）先別使用実績数量及び在庫数量を記載した書類（別記様式2）

ウ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間における脱脂粉乳の使用（販売）先別使用計画数量等を記載した書類（別記様式3）

エ 脱脂粉乳を使用して製造する配合飼料の配合割合を記載した書類（別記様式4）

ただし、令和5年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

オ 次に掲げる書類

ただし、次の(ア)の配合飼料製造工場が関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定に基づき、税関長の承認を受けた製造工場である場合は、税関が交付する「製造工場承認書」の写しを添付することにより、次の(イ)から(オ)までの書類の添付を省略することができる。

- (ア) 配合飼料製造工場名及びその所在地を記載した書類
- (イ) 工場配置図
- (ウ) 製造機械配置図
- (エ) 工場工程見取図
- (オ) 主要機械の機能別表

カ 本公表に基づく関税割当申請により割当てを受けた脱脂粉乳を当該割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しない旨の誓約書（別記様式5）

## 2 沖縄還元乳製造原料用

- (1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）
- (2) 関税割当申請書に添付すべき書類

ア 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式6）

ウ 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、令和5年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

エ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1－2）

### 3 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

(1) 関税割当申請書（省令別記様式第1）

(2) 関税割当申請書に添付すべき書類

ア 申請者が法人にあっては登記事項証明書、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの）

イ 輸入・使用等の実績・計画一覧表（別記様式6）

ウ 割当対象物品を利用した製品に関する工場工程見取図

ただし、令和5年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。

エ 一般関税割当て（乳製品）に関する誓約書（別記様式1－2）

## 第7 関税割当申請書等の提出方法

次の1又は2のいずれかの方法により提出することができる。

ただし、1の場合は、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出部数並びに関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は、それぞれ1通とする。このうち、関税割当証明書の有効期間の延長の申請は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅

延した場合に行うことができるものとし、当該申請を行う場合は、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

また、1及び2のいずれの場合であっても、関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長その他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（令和6年3月1日付け5輸国第4383号。以下「記載要領」という。）によるものとする。

## 1 書面による提出

### (1) 直接持ち込む場合

受付・交付担当課へ持参する。

### (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。

なお、第5の1の各提出期間内に受付・交付担当課必着とする。

(宛先)

#### 【配合飼料製造原料用】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局飼料課 需給対策第1班宛

#### 【沖縄還元乳製造原料用】

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 畜産振興室宛

#### 【沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局牛乳乳製品課 需給班（一般関税割当担当）宛

## 2 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

#### 【配合飼料製造原料用】

kanzeiwariate-siryo@maff.go.jp

【沖縄還元乳製造原料用】

okinawa\_chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

【沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用】

kanwari\_milk\_wto@maff.go.jp

第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合に提出する書類

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に掲げる書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類（別記様式1－3）を提出するものとする。

ただし、第6に掲げる書類（1の(2)のカ、2の(2)のエ及び3の(2)のエを除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 関税割当証明書の発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第10 報告等

- 1 割当てを受けた者は、割当対象物品の輸入・使用状況報告書（別記様式7）を令和7年4月10日までに受付・交付担当課に1部提出するものとする。なお、当該書類の提出方法は、第7の1又は2のいずれかに準ずるものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当に関する法令若しくは本公表の定めに違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当に関するものに限る。）をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第11 割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省ウェブサイトにおいて公表する。
- 2 第6に掲げる書類に含まれる個人情報は、1の目的を除くほか、行政機

関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、第6の掲げる書類の受付及び審査並びに関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

## 第12 関税割当証明書の返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付・交付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付・交付担当課への直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を書面又は電子メールにより受付・交付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書（裏面）の残存数量（以下「残存数量」という。）について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返還する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」（別記様式1-4）
- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当

申請書」及び「証明書再交付申請理由書」（記載要領別記様式第1）

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

### 第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なもの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

### 第14 その他

- 1 申請に当たって、割当てを受けた用途にのみ使用（又は販売）し、その他の用途には使用（又は販売）しないことを誓約することとされている割当対象物品について、やむを得ない理由により、割当てを受けた用途以外の用途

に使用（又は販売）し、これらの用途以外の用途に使用（又は販売）するため譲渡し、又は割当てを受けた用途と同一の用途に使用（又は販売）する場合であっても、割当てを受けた者から他者へ譲渡（申請時点においてあらかじめ届出のあった譲渡を除く。）しようとするときは、受付・交付担当課へ事前に相談するものとする。

- 2 農林水産省は、申請者に対して関税割当てに関する必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 3 割当てを受けて「脱脂粉乳」を輸入しようとする者は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条第2項の規定に基づき、所定の手続を行わなければならない。
- 4 畜産局長は、必要に応じて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 5 内閣府沖縄総合事務局長は、第2の2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を畜産局長に提出することができる。
- 6 畜産局長は、第2の3に係る割当てに関し、必要に応じて、沖縄県知事の意見を聴取することがある。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

（[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t\\_kanwari/format/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)）